

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を
受ける監理技術者及び監理技術者補佐について

1 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の要件を全て満たさなければならない。

（1）兼務する工事のいずれかが維持工事でないこと。

（※ ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう。）

（2）建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（3）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（4）特例監理技術者は工事希望申込日（指名競争入札に付する場合であって希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日）において、監理技術者補佐は配置を予定する日において、それぞれ3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（5）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつそれぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これらの複数の工事を一の工事とみなす。

（6）特例監理技術者が兼務できる工事は、距離が10km程度であること（港区内又は千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、目黒区、品川区、江東区、台東区、文京区を目安とする。含まれない地域については、発注者と協議の上決定するものとする。）。

（7）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（8）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（9）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2 特例監理技術者の配置を行う場合は、前項の規定を満たすことを確認するため、別紙「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項①」及び「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項②」を提出すること。